

第六十五号議案

東京都国民健康保険事業費納付金条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年二月十六日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都国民健康保険事業費納付金条例の一部を改正する条例

東京都国民健康保険事業費納付金条例（平成二十九年東京都条例第八十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「国民健康保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令」を「国民健康保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金、財政安定化基金及び標準保険料率に関する省令」に改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（提案理由）

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和三年厚生労働省令第五百五十四号）の施行による国民健康保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令（平成二十九年厚生労働省令第一百一十号）の改正に伴い、規定を整備する必要がある。